

定 款

株式会社 **エフティグループ**

20220621

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社エフティグループと称し、英文では F T G r o u p C O . , L T D . と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社及びこれに相当する事業を営む外国会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理することを目的とする。

- (1) 電気通信事業法に基づく第二種電気通信事業
- (2) 通信機器、複写機、情報通信機器、電気通信設備並びにその周辺機器・部品の開発、販売、輸出、輸入、施工、保守及び賃貸
- (3) LED照明、太陽光発電システム、節水装置等環境・省エネルギー関連設備一般に関するコンサルティング並びに環境・省エネルギー関連商品及びその周辺機器・部品の開発、製造、販売、輸出、輸入、施工、保守及び賃貸
- (4) 電力の販売、発電、電力の供給等に関する管理及び運営並びにこれらに関する各種システム及びサービスの企画、開発、販売、運用、保守及び賃貸に関する業務
- (5) ガスの販売、ガスの供給等に関するサービスの企画、開発、運用に関する業務
- (6) 空調機器・冷凍冷蔵機器等空調関連設備一般に関するコンサルティング並びに空調関連商品及びその周辺機器・部品の開発、製造、販売、輸出、輸入、施工、保守及び賃貸
- (7) 本条記載の事業に関するフランチャイズチェーン店の加盟店募集及び加盟店の指導
- (8) 電話回線を利用した各種情報提供サービス業
- (9) インターネットを利用した電話等の通信料金の割引サービス業、インターネット間の接続業務の受託
- (10) インターネット等のネットワークを利用した各種システム及びサービスの企画、開発、販売、運用、保守、賃貸に関する業務
- (11) インターネット等及びカタログによる通信販売業務
- (12) インターネット等による広告、宣伝の企画、制作及び代理店業務
- (13) インターネットホームページの企画、立案、制作、運用管理
- (14) 電子マネー等電子的価値情報及び前払式支払手段の発行、販売、管理並びに電子決済に関する各種システム及びサービスの企画、開発、販売、運用、保守、賃貸、資金移動業及び集金代行業
- (15) 自動車、自動二輪車、原動機付自転車、産業車両、自動車用機器及び産業機械等並びにこれらに関する各種部品及び用品の売買、輸出入、価格査定、修理、陸上輸送及び整備
- (16) 電気通信設備及びこれに附帯する設備の設置工事の請負、設計、開発、保守及び販売
- (17) ミネラルウォーター、清涼飲料水並びに食料品の販売、輸出及び輸入
- (18) 広告代理店業務

- (19) 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- (20) 債務の保証、引受及び各種債権の売買
- (21) 古物の売買、賃貸、輸出及び輸入
- (22) 不動産の売買、仲介、賃貸並びに管理
- (23) 労働者派遣及び有料職業紹介業
- (24) 下記官公庁関連特需品の販売並びに取付工事及び賃貸
 - ① 災害防止設備機器
 - ② 公害防止設備機器
 - ③ 電気通信設備機器、無線通信設備機器、衛星通信設備機器
 - ④ 通信機器、事務用機器、什器備品、室内装飾用品
 - ⑤ 医療用機器、清掃機器、衛生用品、日用品雑貨
 - ⑥ 遊技設備機器、家庭用電化製品、空気清浄器、浄水器
 - ⑦ 生ゴミ焼却炉、不燃物処理機、水質変換機、節水装置
 - ⑧ 建設機械、運搬機械、自動倉庫、ユニットハウス、テント
- (25) 建設工事全般に関する調査、企画、設計、監理、施工並びに請負
- (26) 経営指導並びに経営一般に関するコンサルティング
- (27) 会計帳簿の記帳の代行、原価計算、決算書類の作成等の会計、経理に関する事務の請負
- (28) 投資事業
- (29) 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行される日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、46,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第9条 当社の発行する株券の種類、株主名簿、及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式に関する手続き及びその手数料は、法令または、定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(自己株式の取得)

第10条 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株式に関し、株主名簿管理人を置く。

2. 当社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取り扱わない。

(基準日)

第12条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2. 前項のほか必要があるときは取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする事ができる。

第3章 株主総会

(招集の時期及び方法)

第13条 当社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3箇月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に随時これを招集する。

2. 当社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

(招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令の別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。

2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数で行う。

2. 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主またはその法定代理人は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。

2. 前項の場合には、株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、4名以内とする。

(選任方法)

第19条 当社の取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 法令又は本定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会においてあらかじめ監査等委員の補欠者（以下、「補欠者」という。）を選任することができる。

3. 前2項の取締役の選任決議は、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。

4. 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

5. 補欠者の選任の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(任期)

第20条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第21条 当社は、取締役会の決議によって、監査等委員でない取締役から代表取締役を選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3. 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役から取締役社長1名、必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集しその議長となる。

取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 24 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その過半数で行う。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への重要な業務執行の決定の委任)

第 26 条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、当社の重要な業務執行を決定し、その運営については、取締役会の定める取締役会規則による。

(報酬等)

第 28 条 当社の取締役の報酬等は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 29 条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会)

第 30 条 監査等委員会は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員の職務執行に関する事項を決定する。

2. 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

(常勤の監査等委員)

第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 32 条 当社の監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の決議方法)

第 33 条 当社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 34 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 35 条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 36 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計算

(事業年度)

第 37 条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等)

第 38 条 当社は、取締役会の決議によって、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。

2. 当社は、会社法第459条第1項各号に掲げる事項を株主総会の決議によって定めない。

3. 当社は毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して金銭による剰余金の配当を行う。

(中間配当)

第 39 条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(除斥期間)

第 40 条 配当金が、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2. 未払の配当金には、利息をつけない。

附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 2018年6月21日開催の第33回定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。

第 2 条 2018年6月21日開催の第33回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

以上

2022年6月21日改定